

第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

「明石市公共施設景観形成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）とは、より良い景観を形成するうえで重要な要因となる、道路や公園、公共建築物などを中心とした『公共施設』の整備に関する景観形成の指針として、景観形成の考え方や施設別に配慮する事項などをまとめたものです。

1 策定の目的

明石市都市景観形成基本計画（以下、「景観形成基本計画」という。）には、明石市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）で規定する明石らしい個性豊かで美しい都市景観の形成にあたり、“行政は、公共空間の整備において、先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担っている”と示しています。

ガイドラインを積極的に活用することにより、本市職員の景観形成に関する意識を高め、職員間で知識や技術を共有することを通じ、公共施設の整備にあたり、先導的かつ一体的で良好な景観形成を推進していくことを目的としています。

2 策定の背景

本市では、平成4年に“明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること”を目的に「景観条例」を制定しました。そして、その実現を目指すために「景観形成基本計画」を平成6年に策定し、様々な取り組みを行うなかで、公共空間における良好な景観形成を進めるための手引きとして、平成6年に「公共空間デザインマニュアル」、平成8年に「建築物デザインマニュアル」を策定しました。

平成22年には、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け「景観形成基本計画」を改定しました。それに伴い、本市が明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、新たにガイドラインを策定するものです。

3 位置づけ

（1）明石市都市景観条例

景観条例第3条第4項には市長の責務として、“道路、公園その他公共施設及び公益施設の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。”と規定しています。

（2）明石市都市景観形成基本計画

景観形成基本計画第5章の景観まちづくりの推進方策には、「先導的な景観整備」、「行政の推進体制の整備」、「職員意識の向上」などを位置づけています。

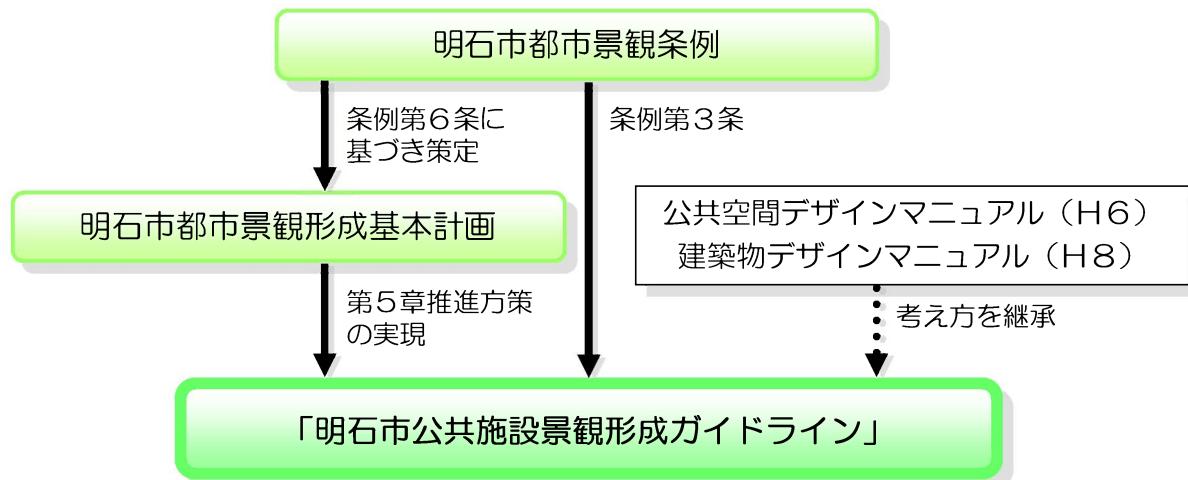


図1－1 ガイドラインの位置づけ

4 対象施設

ガイドラインは、本市が整備する以下の公共施設を対象としています。地域の景観形成に与える影響などを勘案し、適切な運用に努めます。

また、国や県などが公共施設を整備する際は、国や県などが策定するそれぞれの景観形成にかかる指針などに沿って実施されますが、できる限りガイドラインの趣旨に沿うように理解と協力を求めるものとします。

従来の「公共空間デザインマニュアル」では、道路や公園などを公共施設、公共建築物などを公益施設とし、それらを一体的に「公共空間」と定義していましたが、ガイドラインでは、その対象となる施設を「公共施設」と定義します。

なお、担当部局が実際に整備するのは、それぞれの公共施設となります、部局間で連携して一体的な整備となるよう工夫するなど、空間全体の景観形成を担っていることを認識することが重要です。

●道 路



都市計画道路 朝霧二見線

●橋梁・高架構造物



東二見橋

●海岸・港湾



大蔵海岸

●河川・水路・ため池



大久保町大窪の中笠池

●公園・緑地



金ヶ崎公園

●公共建築物



天文科学館

5 構成

ガイドラインは、次の6つの章で構成しています。事業の企画や基本構想、計画、実施設計、工事施工、維持管理などの各段階で繰り返し活用することにより、適切で良好な景観形成に努めます。

